

市政情報

農業は適正に使用しましょう

- ・農業を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、ほかの作物への飛散に十分注意してください。
- ・散布量は最低限にして、できるだけ、せん定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。
- ・やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者などに周知するとともに風向き等に十分注意し、事故防止に努めてください。
- ・誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、ペットボトル等の飲食物の容器は用いないでください。
- ・農薬を廃棄するときには、専門業者に処理を委託する等、各自責任を持って処分してください。
- ・農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

問農政課 ☎21-1400 ☎23-7700

狂犬病予防注射はお済みですか

生後91日以上の犬は、年1回の狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けることが義務付けられています。今年度に狂犬病予防注射を受けていない場合は、動物病院で注射を受け、環境政策課で注射済票の交付手続きをしてください。

また、飼い犬に注射済票をつけることも義務付けられていますので、まだ注射済票の交付手続きをしていない人は、早めに手続きをしてください。

なお、犬が死亡した場合や住所や飼い主が変わった場合も、手続きが必要です。

交付手数料 550円

問環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



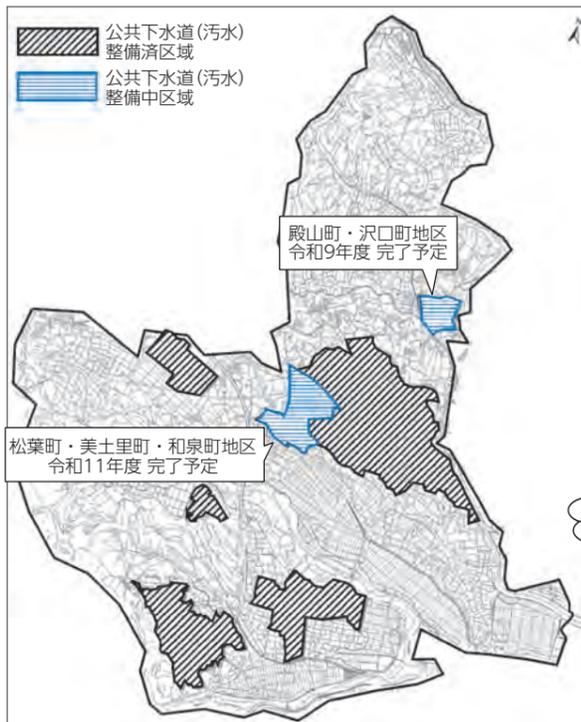
市HP

下水道事業の紹介③ 今後の整備予定

本市の下水道は、昭和45年度の事業着手から55年が経過し、現在も整備を進めています。

家庭等から出た汚水を処理するための污水管整備延長は、令和6年度末時点で約240キロメートルとなっており、下水道人口普及率は90.2%です。残りの污水管整備延長約20キロメートルについても、未普及地域の早期解消を目指し、引き続き整備を進めます。

また、和泉町地区では、道路等の冠水を防ぐための雨水管きよ整備を併せて行っています。



市HPでは、より詳しい内容を紹介していますので、ご覧ください。



市HP

問下水道施設課

☎22-1123

☎22-4389



【工事の様子】



道路の掘削



污水管の埋設



雨水管きよの埋設

中小企業退職金共済制度のご案内

この制度は、中小企業の事業主が従業員の退職金を準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で一部を国が助成、社外積立で管理も簡単です。

問中小企業退職金共済

事業本部

☎03-6907-1234

☎03-5955-8211



中退共HP

イネカメムシの発生にご注意ください

イネの穂を加害する「イネカメムシ」の発生が県内で増加しており、市内でも発生が確認されています。イネカメムシに加害されると、不稔(種子が実らない状態)や斑点米が生じ、収量や品質に大きく影響します。出穂期から登熟期において、水田をよく観察し、イネカメムシの防除をしましょう。

問農政課 ☎21-1400 ☎23-7700

家電リサイクル法対象品の処分方法

テレビ、エアコン、室外機、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法対象品になるため、市では引き取れません。

処分方法

- ・購入した店又は買い替える予定であればその店に依頼する。
 - ・一般廃棄物収集運搬業許可業者(家電)に依頼する。
 - ・家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接持ち込む。
- ※許可業者・指定引取場所は、市HPに掲載しています。
※詳細は一般社団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-31-9640)に問い合わせるか、HPをご確認ください。
※業務用は対象外です。

問廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

クリーンセンター

☎34-5550 ☎34-5125



市HP



家電製品協会HP

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

さいたま地方法務局と県人権擁護委員連合会は、こどもをめぐる様々な人権問題に取り組むため、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長する等、一人でも多くのこどもたちから相談を受け付けます。秘密は厳守されます。

☎8月27日(水)～9月2日(火)

午前8時30分～午後7時(8月30日(土)・31日(日)は午前10時～午後5時)

相談電話 ☎0120-007-110(無料)

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会こども人権委員会委員

問さいたま地方法務局人権擁護課

☎048-851-1000

小型充電式電池(リチウムイオン電池等)を回収します

☎8月1日(金)から

回収時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

場 廃棄物対策課・各市民活動センター・西本宿不燃物等埋立地

内 ご家庭で不要となった小型充電式電池(ニカド電池・ニッケル電池・リチウムイオン電池)を、廃棄物対策課・各市民活動センター・西本宿不燃物等埋立地で回収します。窓口までお持ちください。

主な回収対象の電池(3種類)



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

出し方

発熱・発火の恐れがありますので絶縁テープで金属部分が露出しないように被覆や固定をしてください。

回収対象外の電池

この電池だけを透明の小袋に入れて「不燃物」の日にクリーンステーションへ出してください。

- ・破損、膨張変形した電池
- ・電池パックから取り出された電池
- ・解体された電池パック ・水濡れ電池

問廃棄物対策課 ☎21-1401 ☎23-7700

クリーンセンター ☎34-5550 ☎34-5125



市HP



JBRC HP

がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度

市内への企業立地や既存企業の設備投資を支援するための奨励金制度を設けています。

対 次の全てに該当する企業

- ・令和7年度までに奨励措置指定の申請をすること。
- ・工場、流通業務施設、研究施設、本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。又は東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、誘導施設である事業所を新設するものであること。
- ・事業内容が都市計画法及び関係法令に適合すること。
- ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

内 新たに増加した資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付(納付分を翌年度交付)

交付対象期間 2年以上(ただし、市外から市内へ本社機能を有する事業所を移転する場合は、3年以内)

奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して30日以内に奨励措置指定の申請をする必要があります。指定条件を満たしているか確認する必要がありますので、必ず事前に相談してください。

申・問政策推進課 ☎63-5031 ☎22-5516



市HP